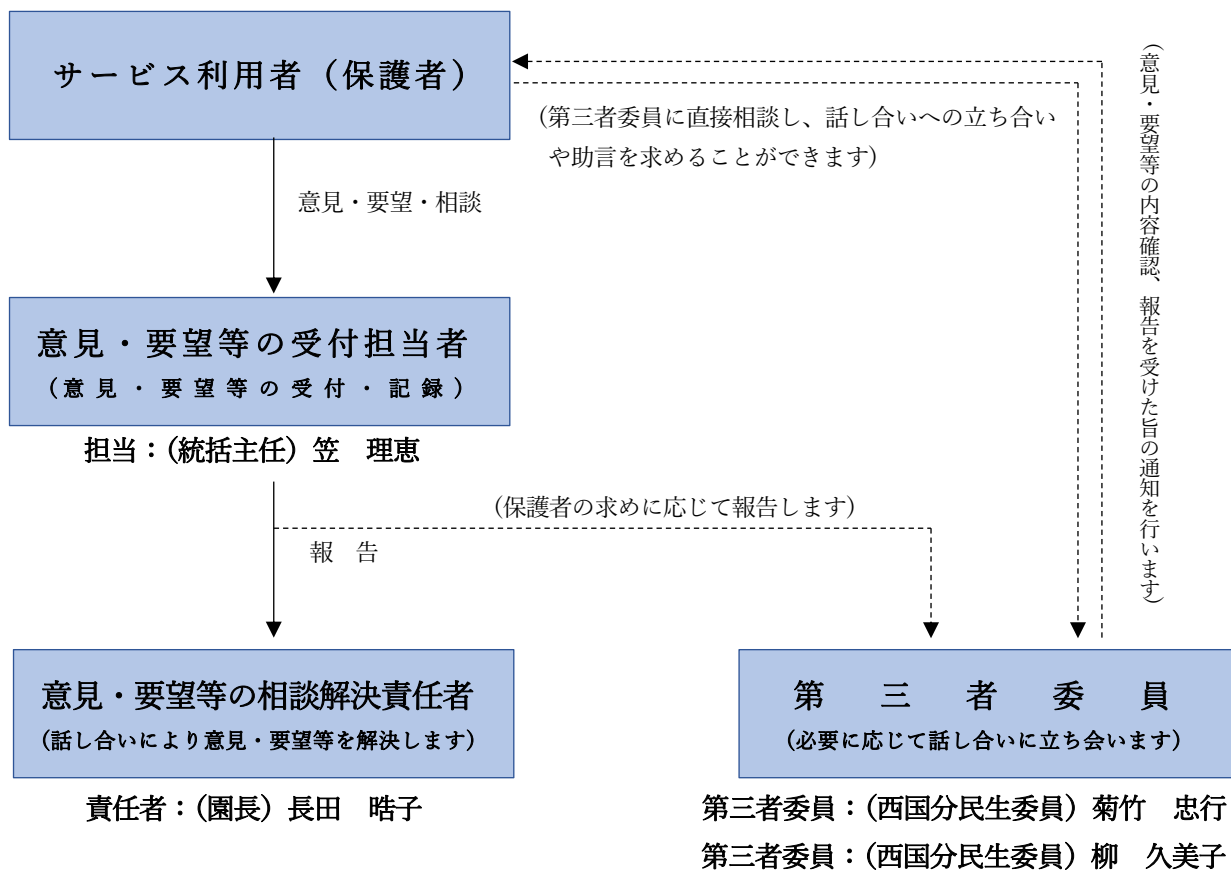


ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法第82条の規定により、晴明保育園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。利用者皆様の要望等に的確に応え、よりよい保育園づくりを進めて参りたいと考えております。お気づきのことがあれば遠慮なくご要望くださいますようお願いいたします。



※本園で解決できないご意見・ご要望は、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

【福岡県運営適正化委員会】 (福岡県社会福祉協議会 施設福祉部 評価推進課)

TEL : 092-915-3511

FAX : 092-584-3790